

熊本学園大学ガバナンス・コードの点検結果

令和6年度点検

第1章 法人の建学の精神・理念及び教育目的	遵守状況
1-1 建学の精神及び大学の理念	遵守
1-2 教育・研究の目的	遵守
第2章 学校法人運営の基本	
2-1 本学の社会的責任等	遵守
2-2 中期的な計画の策定と実現に必要な取組み	遵守
2-3 理事会	遵守
2-4 理事	遵守
2-5 監事	遵守
2-6 評議員会	遵守
2-7 評議員	遵守
第3章 教学ガバナンスの確立	
3-1 学長	遵守
3-2 教授会	遵守
第4章 公共性・信頼性の向上	
4-1 学生に対して	遵守
4-2 教職員等に対して	遵守
4-3 社会に対して	遵守
4-4 危機管理及び法令遵守	遵守
第5章 透明性の確保	
5-1 情報公開の充実	遵守

<遵守状況について>

第1章 法人の建学の精神・理念及び教育目的
建学の精神・理念及び教育目的について、ホームページを始めとする広報媒体で広く公開し、教職員及び学生へ向けて浸透させています。
第2章 学校法人運営の基本
定員を確保し、学校経営の安定化を図るため、学校法人熊本学園第2次中期経営計画を策定し、計画に基づき教育・研究の充実に努めています。理事会、理事、監事、評議員会、評議員については、私立学校法及び学校法人熊本学園寄附行為並びに学内諸規程に則り運営を行っています。令和7年4月1日施行の改正私立学校法の趣旨を踏まえ、継続的・安定的に本法人を運営していくための環境整備に努めています。
第3章 教学ガバナンスの確立
学長の責務や学長補佐体制及び教授会の役割について、学則や組織運営規程及び教授会規程に明記し遵守しています。

第4章 公共性・信頼性の向上

学生・保護者、同窓生、教職員はもとより、広く社会から信頼され、支えられる存在であり続けるために、毎年自己点検・評価を実施し公表するなど時代の変化に対応できるように努めています。

第5章 透明性の確保

法令上の情報公開や自主的な情報公開についてはホームページで公開しています。その他大学情報の発信源として、大学ポートレート、SNS 等の他、大学案内、入試ガイド、広報誌、学園要覧等の紙媒体も活用しています。